

令和8年度
固定資産税（償却資産）

申告の手引き

申告書の提出期限は

令和8年2月2日(月)です。

※提出期限に近づくと窓口が大変混雑しますので、

令和8年1月16日(金)までに
ご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

【提出先及び問合せ先】

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

鴻巣市財務部税務課 家屋担当 新館2階11番窓口

電話 048(541)1321(代表)



鴻巣市

《目 次》

	ページ
1 償却資産とは	
(1) 申告していただく方	1
(2) 償却資産の種類と具体例	1
(3) 業種ごとの主な償却資産	2～3
(4) 申告の対象となる資産	3
(5) 申告の対象とならない資産	3
(6) 少額の減価償却資産の取扱い	4
(7) リース資産と納税義務者	4
(8) テナント等が取り付けた家屋の附帯設備	5
(9) 家屋と償却資産	5
2 申告方法・期限	
(1) 申告方法	6
(2) 申告期限・書類提出場所	6
(3) 提出書類	6～7
(4) 申告書を提出する際の本人確認について	7～8
(5) 過年度申告の修正について	8
(6) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	8
3 償却資産の評価について	
(1) 償却資産の納税義務者	9
(2) 価額の決定	9
(3) 評価額の計算方法	9
(4) 課税標準額	9
(5) 免税点	9
(6) 税率	10
(7) 計算例	10
(8) 納期	10
(9) 減価率及び減価残存率一覧表	11
4 非課税及び課税標準の特例について	12
5 その他	
(1) 固定資産税（償却資産）と法人税・所得税との相違点	13
(2) 取得価額における消費税の取扱い	13
(3) 耐用年数表	14～15
6 償却資産Q&A	16～17
償却資産（固定資産税）申告のチェックリスト	18

1 償却資産とは

地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在において、償却資産を所有している場合は、所定事項の申告が義務付けられています。

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法や所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要な経費に算入されるもののうち、取得価額が少額である資産やその他の政令で定める資産以外のものをいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

（1）申告していただく方

令和8年1月1日現在において償却資産を所有されている方。

（工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付などの事業を行っている個人または法人）

（2）償却資産の種類と具体例

資産種類		内 容
第1種	構築物	門、塀、構内舗装（駐車場の舗装も含む）、屋外排水溝、煙突、広告塔、貯水池、水槽、庭園、その他土地に定着した土木設備等
		（1）建物の所有者が施工した建物附属設備は、家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されます。
		（2）本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作であっても建物の所有者以外の者が施工した場合は、償却資産として取り扱うことができます。
第2種	機械及び装置	発電設備、工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーターポンプ類等の汎用機械類、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車）、その他各種産業用機械及び装置
第3種	船 舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」のもの）、台車等（詳細は16ページを参照） ※自動車税、軽自動車税の対象になる資産は入りません ※農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
第6種	工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、取付工具、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫等

(3) 業種ごとの主な償却資産

業種	主な償却資産
各種業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、金庫など
不動産貸付業	自転車置場、外灯、門、看板、植え込み、アスファルト舗装、備え付けエアコン、ごみ置き場など
売電事業者	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、送電設備、電力量計など 『太陽光パネル自体が家屋の屋根材となっているものは申告不要です』
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">法人</div> <div>発電出力量や、売電方法（全量・余剰）の違いに関わらず、償却資産として申告・課税の対象となります。</div> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">個人事業主</div> <div></div> </div>	
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">家庭用</div> <div>売電方法（全量・余剰）の違いに関わらず、出力が10kW以上の太陽光発電設備は事業用資産となり、申告・課税の対象となります。</div> </div>	
事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、看板、ネオンサイン、ルームエアコンなどの冷暖房設備など
喫茶店 飲食店	カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ステレオ、ジューケボックス、放送設備、タオル蒸器、冷暖房設備、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機など
理容業・美容業	理・美容いす、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、ルームエアコン、レジスター、サインポール、ネオンサインなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ミシン、看板など
医療・薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、顕微鏡、エックス線装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、光学検査機器、歯科診療用ユニット、投影機、保育器、冷蔵庫、レジスター、ルームエアコン、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板など
小売業	ショーウィンドウ、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店舗簡易装備、間仕切、日よけ、エアコン、看板、ネオンサインなど
食肉・鮮魚 販売業	冷蔵庫(室)、冷凍機、陳列ケース、肉切機、挽肉機、ポンプ、レジスターなど

精米業	精米機、調質装置、混米機、レジスターなど
ガソリン 給油業	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、消火器、金庫、自動販売機、構内舗装、キャノピー、レジスターなど
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チエンブロック、オイルクリーナー、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、金庫など
金属製品 組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、カッター、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具など
製パン、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装設備など
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）など
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機など
建設業	ブロックゲージ、トランクショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、レジスター、集球設備、駐車場設備など
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備など

（4）申告の対象となる資産

次に掲げる資産についても申告が必要です。

- ① 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）
- ③ 簿外資産（帳簿に記載されていないが、本来は減価償却が可能な資産）
- ④ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼動していない資産）

（5）申告の対象とならない資産

次に掲げる資産については申告不要です。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等　ただし、販売目的ではなく事業目的で使用されている場合は申告対象）
- ⑤ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象）
- ⑥ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項、又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降契約分）

(6) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取扱い
個人の場合	10万円未満	申告対象外	必要経費
	10万円以上	申告対象外	3年一括償却
	20万円未満	申告対象	減価償却
	20万円以上	申告対象	減価償却
法人の場合	10万円未満	申告対象外	一時損金算入
		申告対象外	3年一括償却
		申告対象	減価償却
	10万円以上	申告対象外	3年一括償却
	20万円未満	申告対象	減価償却
	20万円以上	申告対象	減価償却

※「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により、中小企業等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。しかし、固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますのでご注意ください。

《参考法令》

中小企業特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

一時損金算入（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）

3年一括償却（法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項）

(7) リース資産と納税義務者

リース資産はその契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

契約内容に応じて以下のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	申告不要	資産の所在する 自治体へ申告が必要
売買にあたるようなリース資産	自己の資産として 申告が必要	申告不要

※ 平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税法・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※ 「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価によって譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※ 割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することとなります。

(8) テナント等が取り付けた家屋の附帯設備

家屋の所有者以外の方（テナント入居者等）が、その事業のために取り付けた設備等は、家屋に属する部分についても償却資産となります。この場合、その資産を取り付けた方（テナント入居者等）による申告が必要です。

(9) 家屋と償却資産

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一緒に家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区別して評価しています。

《家屋として取り扱うもの》

- ・家屋の所有者が付加した建築設備で、「家屋と構造上一体」となって「その家屋の効用を高めるもの」

《償却資産として取り扱うもの》

- ・家屋と一緒に取扱うもの（簡単に取り外して移動ができるもの等）
- ・独立した機械及び装置としての性格が強いもの

◎：申告必要資産です。

○：家屋のため申告不要

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合	異なる場合	家屋	償却資産	家屋
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○				◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎			◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎			◎
	中央監視設備	設備一式		◎			◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		◎			◎
	電力引込設備	引込工事	○				◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等		◎			◎
	LAN設備	設備一式		◎			◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等	○	◎			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ 配管・配線等		◎			◎
	避雷設備	設備一式	○				◎
	火災報知設備	設備一式	○				◎
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		◎			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(湯沸器用等) 局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)		◎			◎
給排水衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		◎			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等		◎			◎
	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○	◎			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置 エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機		◎			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		◎			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備 上記以外の設備		◎			◎
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎			◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎			◎

2 申告方法・期限

(1) 申告方法

償却資産（固定資産税）の申告には以下の3つの申告方法があります。ご都合に合わせて申告方法をお選びいただき、申告をお願いします。

- ① 一般申告
- ② 電算処理方式申告（電算システムをお持ちの方）
- ③ eLTAX（エルタックス）による電子申告

(2) 申告期限・書類提出場所

申告期限：**令和8年2月2日（月）**

※提出期限に近づくと窓口が大変混雑しますので、令和8年1月16日（金）までにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

提出場所：**鴻巣市役所税務課家屋担当 新館2階 11番窓口**

郵送により申告する場合で、償却資産申告書（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

個人番号（マイナンバー）が記入された申告書の控えは、個人情報保護のため簡易書留での返送を行っております。返信用封筒表面に『簡易書留』と赤字で記載し、郵便料金にご注意の上、切手を貼付してください。『簡易書留』の記載がないものや、料金不足のものは普通郵便での返送となります。

(3) 提出書類（下表●のものをご提出ください）

①一般申告をされる方

（初回申告）・・・全資産を申告してください。

提出書類	① 儻却資産申告書	②種類別明細書 (増加資産・全資産用)
申告資産がある方	●	●
申告資産がない方	●	×

（2回目以降の申告）・・・増減した資産について提出してください。

提出書類	① 儻却資産申告書	②種類別明細書 (増加資産・全資産用)
増加資産がある方	●	●
減少資産がある方	●	● 明細書の資産内で、減少となる資産を赤線で消す
資産の増減がない方	●	×

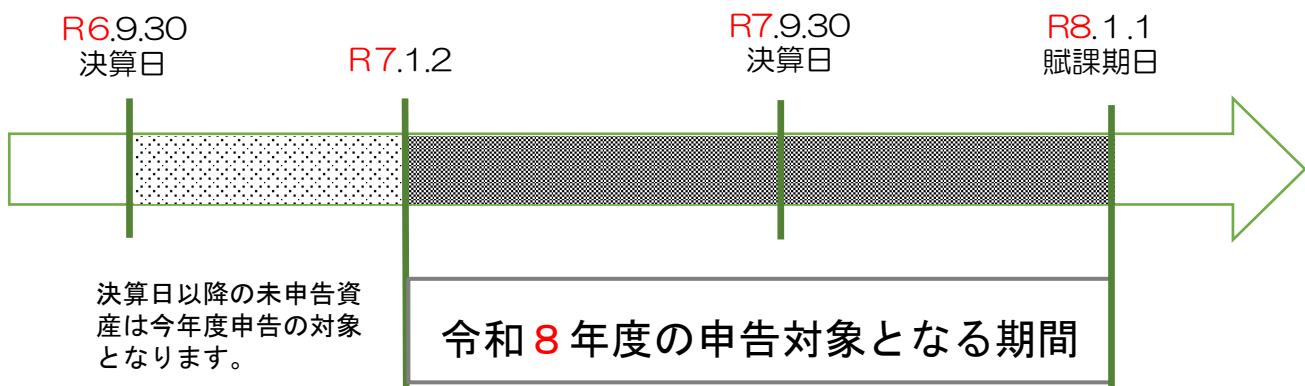
②電算処理方式により申告される方

提出書類	① 償却資産申告書	②種類別明細書 (全資産用)
すべての資産	●	●

【電算処理方式による申告の注意事項】

- ・全国統一様式（第26号様式）により記入事項のすべてを記入してください。
- ・取得価額・課税標準額の算出につきましては、9ページの「償却資産の評価について」を参照ください。併せて、13ページ5(1)(2)もご確認ください。
- ・自社様式を使用する場合でも、鴻巣市から送付した申告書・種類別明細書がある場合は併せて提出してください。
- ・全資産について、評価額を記入してください。
- ・法人にあっては、特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れの無いようご注意ください。（下記※例を参照）

※例 1年決算法人で決算日が9月30日の場合



③eLTAXによる電子申告をされる方

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、申告データを送信していただく方法です。

eLTAXによる電子申告を行う場合には、電子証明書等を取得された上でeLTAXのホームページから利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただく必要があります。（eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>）

市から郵送した償却資産申告書や種類別明細書の書類提出は不要です。

（4）申告書を提出する際の本人確認について

平成28年1月1日のマイナンバー制度の導入により、申告書には、個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記入していただく必要があります。

提出時に個人番号及び本人確認をさせていただきますので、申告の際に次に挙げる書類をお持ちください。（※1）なお、法人番号を記入する場合は、番号確認及び本人確認書類の添付は必要ありません。

※1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条

① 本人が提出する場合

番号確認のための書類	身元確認のための書類
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・通知カード・個人番号が記載された住民票の写し 又は住民票記載事項証明 のいずれか	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・運転免許証、パスポートなどの顔写真 のある本人確認書類・各種健康保険資格確認書、年金手帳など の顔写真のない本人確認書類 2点 のいずれか

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで番号確認、身元確認が行えます。

※郵送による提出の場合、番号確認及び身元確認のための書類の写しを添付してください。

② 代理人が提出する場合

代理権の確認	代理人の身元確認のための書類	本人の番号確認のための書類
法定代理人の場合 戸籍謄本その他その資格を証する書類	代理人が個人の場合 本人が提出する場合の身元確認書類に準じます。	本人が提出する場合の番号確認書類に準じます。
任意代理人の場合 委任状	代理人が法人の場合 登記事項証明書などのほか、個人番号の本人と法人との関係を証する書類	ただし、代理人による提出の場合は、その写しも可とします。

※郵送による提出の場合、代理権の確認書類は原本、それ以外の確認書類は写しを添付してください。

（5）過年度申告の修正について

申告書受理後、増加資産として前年前に取得された資産の申告があった場合には、過年度申告の修正をお願いすることがあります。その場合、修正年度は5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追徴課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。

また、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条の規定により、固定資産台帳の閲覧のご協力をお願いする場合があります。

（6）申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由が無く申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び鴻巣市市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法385条の規定により、1年以下の拘禁刑又は罰金を科されることがあります。

3 債却資産の評価について

(1) 債却資産の納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における債却資産の所有者が、納税義務者になります。

(2) 価額の決定

固定資産評価基準に基づき、課税対象の債却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数、耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価額の決定をします。

(3) 評価額の計算方法

取得時期に応じて計算方法が異なります。各計算方法は以下のとおりです。

取得時期	計算方法
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※減価率は、小数点第4位を四捨五入します。（11ページ参照）

《次年度以降の算出方法》

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目、3年目、それ以降と計算して得た評価額が取得価額の100分の5（5%）に相当する額を下回る場合には、取得価額の100分の5に相当する額を評価額とします。

(4) 課税標準額

鴻巣市内の賦課期日現在における決定価額の合計が、課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例が適用される場合には、決定価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

(5) 免税点

債却資産の課税標準額となるべき額が、150万円未満の場合は課税されません。なお、免税点の判定は、資産の所在する自治体ごとに行います。

(6) 税率

税率は100分の1.4(1.4%)です。

(7) 計算例

資産の名称	取得年月日	取 得 価 格	耐用年数	減価率	令和8年度の評価額	合 計
機械装置 ※先端設備等に係る特例(1.5%以上の賃上げ表明あり)の場合	R7年7月	1,800,000円	10年	0.206	取得後最初の3年度分(R8~10年度)は課税標準額を1/2に軽減 $1,800,000\text{円} \times 0.897 \times 1/2$ = 807,300円 (R8年度課税標準額)	
舗 装	R7年9月	3,000,000円	15年	0.142	$3,000,000\text{円} \times 0.929 = 2,787,000\text{円}$ (R8年度課税標準額)	3,643,634円
パソコン	R5年4月	200,000円	4年	0.438	200,000円 $\times 0.781 = 156,200\text{円}$ (R6年度課税標準額) $156,200\text{円} \times 0.562 = 87,784\text{円}$ (R7年度課税標準額) $87,784\text{円} \times 0.562 = 49,334\text{円}$ (R8年度課税標準額)	



課税標準額	税率	年税額
3,643,000円 (1,000円未満切り捨て)	1.4%	51,000円 (100円未満切り捨て)

(8) 納期

年税額は通常4回の納期(5月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めていただくことができます。具体的な納期については、納税通知書等でお知らせします。

(9) 減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

4 非課税及び課税標準の特例について

一定の要件を満たす償却資産は、税負担の軽減を図るため、非課税となるもの（地方税法348条）、課税標準の特例が適用されるもの（地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等）があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、《種類別明細書（増加資産・全資産用）》（第26号様式別表1）の摘要欄に適用法・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

《課税標準の特例資産の例》 ※1

資産の種類 (適用法令・条項)	取得時期	適用期間・率	添付書類
特定再生可能エネルギー発電設備 (特定太陽光発電設備) (地方税法附則第15条第25項)	R6.4.1～ R8.3.31	取得後、最初の3年度分 1,000kW未満→2/3 1,000kW以上→3/4	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
中小企業等が先端設備等導入計画に基づいて新規に取得した先端設備等 ※2 (地方税法附則第15条第43項)	R7.4.1～ R9.3.31	1.5%以上の賃上げ方針の場合 取得後、最初の3年度分 →1/2 3%以上の賃上げ方針の場合 取得後、最初の5年度分 →1/4	・先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・課税標準の特例（先端設備等）に係るチェックシート ※リース会社が申告する場合は上記書類に加え、 ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書 ・リース契約書の写し

上記以外にも特例適用の対象となる場合があります。また、法改正により、対象が変更されることがあります。

※1 この期間より前に取得したものは従前の法令に従います。

※2 賃上げ表明を計画内に位置付けできるのは、新規申請時のみです。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。

詳細は、中小企業庁及び市商工観光課のホームページをご参照ください。

5 その他

(1) 固定資産税（償却資産）と法人税・所得税との相違点

項目	固定資産税（償却資産）	法人税・所得税
償却の方法	一般の資産は定率法 ※減価率は、法人税等の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定額法・定率法の選択制 (建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物以外の資産) 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
特別償却・割増償却	認められない	認められる
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改 良 費	区分評価	原則区分評価（一部合算も可）

(2) 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。

取扱いは次のとおりです。

事業者の区分	償却資産の取得価額における消費税の取扱い	法人税又は所得税における固定資産の所得に係る取引の経理方式
免税事業者	取得価額に含める	税込経理方式
課税事業者	取得価額に含めない	税抜経理方式
	取得価額に含める	税込経理方式

(3) 耐用年数表

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数

(別表第1抜粋)

○建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22kW以下) その他のもの	13 15
昇降機 設備	エレベーター エスカレーター	17 15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード 日よけ	主として金属製のもの その他のもの	15 8
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3 15
前掲以外	主として金属製のもの その他のもの	18 10

○構築物

広告用のもの	金属造のもの その他のもの	20 10
競技場用 運動場用 遊園地用 又は学校用の もの	ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフ コースその他のスポーツ場 の排水その他の土工施設 水泳プール	15 30 30
緑化施設及び 庭園	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化に含まれるもの除く)	7 20
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、石敷、れんが敷、ブロック敷 アスファルト敷、木れんが敷 ビチューマルス敷	15 10 3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造 コンクリート・コンクリートブロック造 れんが造（その他のもの） 石造 土造 金属造	30 15 25 35 20 10
煙突	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造 れんが造（その他のもの） 金属造	35 25 10

○車両及び運搬具（自動車を除く）

自転車及びリヤカー	2
その他のもの	7 4

○工具

構造用途	細目	耐用年数
測定及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用 なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	4 3 3
型・鍛圧（打抜）工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造型用型 その他のもの	2 3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字 自製活字等に常用される金属	2 8

○器具及び備品

家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机、いす、キャビネット	15	
	主として金属製のもの	8	
	応接セット		
	接客業務のもの	5	
	その他のもの	8	
	ベッド	8	
	児童用机及びいす	5	
	陳列だな、陳列ケース		
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6	
	その他のもの	8	
	その他の家具		
	接客業務のもの	5	
	その他のもの		
	主として金属製のもの	15	
	その他のもの	8	
	ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器	5	
	冷房用又は暖房用機器	6	
	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6	
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式を除く）	4	
	カーテン、座ふとん、寝具、丹前その他の類似織維製品	3	
	じゅうたんその他の床用敷物		
	小売業用、接客業務用、放送用、	3	
	レコード、吹込用、劇場用のもの	6	
	室内装飾品		
	主として金属製のもの	15	
	その他のもの	8	
	食事又はちゅう房用品		
	陶磁器又はガラス製のもの	2	
	その他のもの	5	
	その他		
	主として金属製のもの	15	
	その他のもの	8	

構造用途	細目	耐用年数
事務及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	
	孔版印刷又は印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機	
	パソコン用コンピュータ (サーバー用のものを除く。)	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
	時計	10
時計・試験機器及び測定器	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学機器・写真製作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映写機、望遠鏡、映画撮影機 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	5 8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型	3 2
	その他のもの	
	主として金属製のもの その他のもの	10 5
容器及び金庫	ボンベ	
	溶接製のもの	6
	鍛造製	
	塩素用のもの	8
	その他のもの	10
	ドラムかん、コンテナー、その他の容器	
	大型コンテナー(長さが6m以上のものに限る。)	7
	その他のもの	
	金属製のもの その他のもの	3 2
	金庫	
	手さげ金庫 その他のもの	5 20
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲン、他の電子装置使用機器	
	移動式のもの、救急医療用の もの、自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器ファイバースコープ	6
	光学検査機器その他のもの	8
	その他のもの	
	陶磁器製、ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5

構造用途	細目	耐用年数
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具 パチンコ器、bingo器、その他類似の球戯用具、射的用具 碁、将棋、麻雀等遊戯用具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちょう、幕 衣装、かつら、小道具、大道具	8 2 5 3 3 5 2
	その他のもの	
	主として金属製のもの その他のもの	10 5
	映画フィルム(スライドを含む。) 磁気テープ、レコードシート及びロープ 葬儀用具 楽器 自動販売機(手動式を含む。) 焼却炉	2 2 3 5 5 5
	その他のもの	
	主として金属製のもの その他のもの	10 5
	前掲以外	
	映画フィルム(スライドを含む。) 磁気テープ、レコードシート及びロープ 葬儀用具 楽器 自動販売機(手動式を含む。) 焼却炉	2 2 3 5 5
	その他のもの	
	主として金属製のもの その他のもの	10 5

○機械及び装置の耐用年数(別紙第2抜粋)

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10

6 償却資産Q & A

(1) 遊休資産・未稼働資産

Q. 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」であることとありますか、この「できる」とはどのような意味ですか？

A. 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれます。したがって、一時的に稼動を停止している遊休資産であっても、いつでも稼動できる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。また、工場を新設し完成したが、まだ稼動していない場合のような未稼動資産についても、同様に固定資産税の課税対象となります。

(2) 償却済資産

Q. 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A. 耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%となります。

(3) 大型特殊自動車

Q. 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A. 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、※フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く。）、除雪車、モーターグレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

※大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別
下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

- I. 自動車の長さが4.7mを超えるもの
- II. 自動車の幅が1.7mを超えるもの
- III. 自動車の高さが2.8mを超えるもの
- IV. 最高速度が15km/hを超えるもの

農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準ではなく最高速度が35km/h以上のもの。なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。（自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。）

(4) 30万円未満の損金算入特例

Q. 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産を取得し、その取得価額を全額損金算入した場合は、固定資産税の課税対象となりますか？

A. 特例制度は、国税（所得税・法人税）での措置であり、固定資産税では認められず、課税対象となります。

（5）他市の申告書

Q. 他市で入手した申告書で、鴻巣市へ申告ができますか？

A. 償却資産の申告書は地方税法の規則で定められた全国統一の様式ですので他市の申告書でも申告できます。ただし、市町村により細部が異なる場合がありますので、なるべく本市の申告書をご使用くださいますようお願いします。

なお、本市の申告書及び種類別明細書を鴻巣市ウェブサイト

(<https://www.city.kounosu.saitama.jp/>) 内からダウンロードすることができます。

（6）修正申告

Q. 申告書提出後に、誤りが判明したので修正したいのですが、どうすれば良いですか？

A. 申告書の一番上に赤字で「修正申告」とご記入の上、再度提出してください。

（7）会社の移転・社名変更

Q. 会社が移転した場合又は社名を変更した場合はどうすれば良いですか？

A. 申告書の「1 住所」欄又は「2 氏名」欄を朱書きで訂正してください。登記簿謄本等の添付は不要ですが、社名変更の経緯等を「18 備考（添付書類等）」にご記入ください。

（8）家庭用にも使用する備品類

Q. 同一の備品（テレビ、ビデオ、ソファー等）を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A. ご質問の備品は「事業の用に供することができる資産」であるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取り扱い、固定資産税は課税されません。

（9）従業員の福利厚生の用に供する資産

Q. 会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか？

A. 固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者がその本来の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接的及び間接的であると問わず、使用することができる資産はすべて償却資産に該当します。したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

（10）種類別明細書

Q. 納税通知書に資産の明細は添付されますか？

A. 資産の明細書である種類別明細書は、納税通知書には添付しません。控えは失くさないように保管してください。

固定資産税（償却資産）申告のチェックリスト

申告内容の確認にご利用ください。

○記入漏れや誤りはありませんか。

- 個人番号（12桁）または法人番号（13桁）
- 住所、名称、連絡先、税理士（税理士等へ申告を依頼している場合）、資産所在地
- 資産の増減が無い場合、「償却資産申告書」の「18. 備考 異動なし」を○で囲む
- 資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数
- 課税標準の特例を受けるための添付書類

○申告漏れ資産はありませんか。

- 簿外資産、減価償却を終えた資産であっても事業の用に供することができる資産
- 遊休、未稼働資産であっても、事業の用に供することができる状態の資産
- 貸付事業に供している資産
- 割賦購入資産や譲渡条件付リース資産（割賦金未完済、リース期間中を含む。）
- 改良費（償却資産の価値を高める費用は、元の資産と別に申告する必要があります。）
- 中小企業等が取得した価額30万円未満の特例制度適用資産（損金算入または即時償却した資産）

○申告不要な資産が含まれていませんか。

- 無形減価償却資産（加入権・営業権等の権利、ソフトウェア等）
- 自動車、軽自動車、小型特殊自動車（ナンバープレートを取得していない場合も含む）
- 家屋（本体及び家屋と一体で家屋の効用を高める資産）
- 取得価額が10万円未満で一時損金（必要な経費）に算入した資産
- 取得価額が20万円未満で3年間で一括償却する資産

※上記内容に不明な点がある場合は、この冊子でご確認いただくか、税務課家屋担当までお問い合わせください。